

## 研究開発型中小企業の減免要件に係る運用について

経済産業省及び特許庁は、特許料・審査請求料等の減免制度の運用について、研究開発型中小企業の減免要件の運用を明確化しました。本運用は、平成27年6月1日以降に沖縄総合事務局宛に提出された減免申請から適用することといたします。

### 1. 減免の要件

現在の特許法では、研究開発に力を入れている企業（以下「研究開発型中小企業」という。）が減免を受ける場合、試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費÷収入金額）が3%を超える特許出願について、特許料及び審査請求料の減免の対象とされております。

従来の試験研究費等比率の計算方法は、分母である「収入金額」について、法令上、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を除いたものとされており、固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額以外に総収入金額から除かれる収入金額については明確化されておりました。

### 2. 今後の運用

今般の運用の明確化により、試験研究費等比率の計算における分母である「収入金額」を下記のとおり算出するものといたしました。

収入金額＝総収入金額（「売上高」＋「営業外収益」＋「特別利益」）－「固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額」－「その他収入金額から除外するもの」

※法令上は明記されておませんが、「その他収入金額から除外するもの」として、国税還付金、貸倒等引当金戻入益、固定資産又は有価証券に係る評価益については、収入金額から除外することといたします。本運用は、平成27年6月1日以降に当局に提出された減免申請から適用することといたします。

### ■特許料等の減免制度

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen\\_faq.htm#m2\\_4](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen_faq.htm#m2_4)

内閣府沖縄総合事務局

経済産業部地域経済課 特許室 担当者：大河、島袋

TEL：098-866-1730 FAX：098-860-1375